

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成23年11月 1 日

場 所 第4委員会室

平成23年11月1日（火曜日）

---

午前9時59分開会

---

会議に付託された議案等

- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・農場巡回調査の進捗状況について
  - ・家畜の適正な飼養管理に関するガイドライン（素案）について
  - ・県有種雄牛の造成状況について
  - ・宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業（口蹄疫復興財団）の採択について
  - ・9月15日以降の大雨及び台風15号による農水産関係被害概要について
  - ・平成23年台風15号による山地等の被害状況について
  - ・社団法人宮崎県林業公社について
  - ・口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査について

---

出席委員（7人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		岩下斌彦

欠席委員（1人）

委員 新見昌安

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 加藤裕彦  
環境森林部次長（総括） 金丸政保

県参事兼環境森林部次長（技術担当） 黒木由典

部参事兼環境森林課長 山内武則

みやざきの森林づくり推進室長 福満和徳

環境管理課長 橋本江里子

自然環境課長 森房光

森林経営課課長補佐（総括） 甲斐靖典

森林経営課課長補佐（技術担当） 谷口 的

農政水産部

農政水産部長 岡村 巖

農政水産部次長（総括） 緒方文彦

農政水産部次長（農政担当） 押川延夫

畜産・口蹄疫復興対策局長 永山英也

農政企画課長 郡司行敏

ブランド・流通対策室長 鈴木大造

復興対策推進課長 日高正裕

畜産課長 児玉州男

家畜防疫対策室長 岩崎充祐

---

事務局職員出席者

議事課主幹 阿萬慎治

総務課主任主事 押川康成

---

○田口委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであ

りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

○**田口委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**岡村農政水産部長** 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きください。本日、農政水産部からは、報告事項4件ございます。まず1点目の農場巡回調査の進捗状況等につきましては、家畜防疫員による全戸巡回調査の進捗率や埋却地の確保状況等を取りまとめたものでございます。次に、家畜の適正な飼養管理に関するガイドラインの素案につきましては、畜産農家や関係団体、市町村等が飼養管理や飼養密度についての基本的な認識を共有した上で、畜産経営の再開を進めることが重要でございますので、今回ガイドラインを整理したものでございます。そのほか、県有種雄牛の造成計画等の概略や口蹄疫の運用型ファンド事業の採択状況を報告させていただきます。いずれも関係課・室長から説明させていただきますので、本日はよろしくをお願いいたします。

それから、委員会資料とは別に、台風15号によります農水産被害の概要をお配りしておりますが、今般、激甚災害の指定を受け、災害復旧

事業における補助率がかさ上げされることになりましたので、御報告をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**岩崎家畜防疫対策室長** 家畜防疫対策室でございます。お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。現在実施しております農場巡回調査の進捗状況等について御報告します。

まず、農場巡回の進捗状況でございますけれども、(1)の目的でございますように、本県では、昨年、口蹄疫で約30万頭の家畜を、また鳥インフルエンザでは約100万羽の鶏を殺処分するなど、これら疾病の発生によりまして本県経済に未曾有の被害をもたらしました。このため、二度とこのような事態にならないよう、農場における防疫対策の点検と、本年10月に家畜伝染病予防法の改正に伴い新たに制定されました飼養衛生管理基準の周知を目的に、家きん飼養農場においては7月から、牛・豚農場におきましては9月から、家畜防疫員による全戸巡回を実施しております。なお、これまでの飼養衛生管理基準は、畜種共通の10項目だけでしたが、今回の改正で畜種ごとに規定され、牛では22項目、豚では24項目、家きんでは25項目と、より細かく厳格に規定されております。

(2)に10月21日現在の巡回対象農場数、うち調査済み農場数及び進捗率を牛、豚、家きん別に表にまとめております。まず、①の牛についてでございますけれども、対象農場数が肉用牛で8,801戸で、うち調査済みが1,615戸、進捗率18.4%となっております。乳用牛では、321戸に対しまして80戸が終了しており、進捗率24.9%となっております。②の豚につきましては、対象農場数513戸のうち52戸が終了しており、進捗率で10.1%となっております。一方、③の家

きんにつきましては、例年、渡り鳥が飛来する10月末までにすべての家きん飼養農場の衛生管理状況を点検するために、7月から実施しており、対象農場数1,001戸のうち945戸が終了、進捗率94.4%となっております。なお、家きん飼養農場につきましては、当初の予定どおり、10月末までに終了をしております。

次に、(3)のこれまでの巡回で家きん農場に指導しました主な項目でございますけれども、①の野鳥等の侵入防止のために設置しております金網の網目がやや大きい農場では、防鳥ネットやカーテン等の併用を指導しております。また、②の家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネット等に破損が見られた農場に対しましては、速やかに修繕するよう指導しております。さらに③の国の疫学調査チームが発生要因として最も注目・注視しておりますネズミ対策に対しましては、農場でのネズミ対策の実施状況等を聞き取りし、定期的な駆除の指導を行っております。なお、巡回対象農場数の多い牛・豚の飼養農場につきましても、本年3月までには民間獣医師等も活用しながら終了することとしております。

2ページをごらんください。2の埋却地の確保状況についてでございます。なお、埋却地の調査につきましては、米印にありますように、牛・豚の農場は市町村からの報告、家きんは家畜防疫員による全戸巡回調査の現時点での集計値となっております。

(1)の各農場での確保状況でございますけれども、牛、豚、家きんすべての調査対象農場数は、合計欄にありますように9,257戸で、うち7,477戸が埋却地を確保しており、確保割合は80.7%となっております。また、畜種別で見ますと、確保割合は牛の農場で81.1%、豚の農場で73.4%、家きんの農場で79.7%でござ

います。

一方、(2)の公有地につきましては、現在、市町村及び国の協力を得ながらリストアップ作業を進めており、①の市町村有地につきましては、各市町村にリストアップを依頼中でございます。②の県有地につきましては、財産管理台帳をもとに庁内各部局にリストアップを依頼しております。さらに、③の国有地につきましては、国から入手しましたリストをもとに、市町村が利用を希望する国有地を調査中であります。県といたしましては、今後とも市町村と連携し、来年3月までに実施することとしております家畜防疫員による全戸巡回調査の中で、より精度の高い埋却地の確保を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。常任委員会資料の3ページをお開きください。家畜の適正な飼養管理に関するガイドライン(素案)について御説明させていただきます。

本ガイドラインにつきましては、工程表に基づきまして、これまで、畜産農家や関係団体、大学の関係者などで構成いたします意見交換会を開催いたしまして、その意見等をもとに今回その素案を取りまとめたところでございます。今後、関係団体等の意見を聞きながら、その内容を精査してまいりたいと考えておるところでございます。

内容の趣旨でございますけれども、検討の趣旨といたしまして、1番目のガイドラインの策定の趣旨の(2)にございますように、将来にわたりまして本県の畜産が発展可能な産業となるように、生産性の向上なり、生産コストの低減、販売価格の向上なり、伝染病の感染リスク

の低減という4つの観点から将来の方向性を示す必要があると考えております。また、(3)にございますように、昨年の口蹄疫の経験なり教訓、さらには国や県の検証委員会の御指摘、それから、さきの意見交換会の意見等を参考に策定するというものでございます。

4ページをごらんいただきますと、意見交換会を実施してまいったところでございますけれども、その意見といたしまして、①にございますように、検討を行うことの必要性につきましては、飼養密度を含めた適正な飼養管理について検討することは必要であるという参加者の共通認識は得られたところでございますけれども、そのあり方につきましては、その下にアからエまで書いてございますけれども、例えば、飼養密度を制限するのではなくて共通の理解を醸成することが必要であるという御意見であったり、イにございますような、飼養規模といたしますのは経営と切り離して考えることができないということでございます、生産性をいかに高めるかが重要であるという御意見、もしくはウにございますように、現在の基準を活用したり、県内の飼育実態を調査した上で一定の基準を示すことが必要だという御意見をいただいたところでございます。

一方、そういう中にありまして、本県の飼養密度につきましては、それぞれ県内の家畜を豚に換算いたしまして、1頭当たりの平地面積を比べたものでございますけれども、本県は479平米ということで、ほかの畜産県に比べまして1頭当たりの平地面積というものが最も少ないという状況にございます。こういうような状況なり、昨年の反省なり教訓というものを踏まえますと、やはり、二度と同じような事態を引き起こすことがないような飼養管理の構築なり、飼

養密度を含めた畜産経営の構築というものが必要であるというふうに考えてございます。

5ページをごらんください。これまでの指摘なり意見等を踏まえまして、本県の実態に即した一定の指標が必要であると考えておるところでございますけれども、家畜防疫や生産性の向上の観点から、より詳細な実態調査なり分析・検討が必要と考えてございまして、そのためには一定の時間が必要と考えております。そうは言いながらも、畜産経営の再開が進む中にありまして、詳細な調査、分析、検討というものが終わるまで共通の認識となるような指標がないということは避けるべきではないかと考えてございまして、そういうようなことを総合的に考えまして、これまで補助事業等を行う際に活用しておりました草地開発整備事業計画設計基準等を参考に示すということでしたところでございます。

なお、県独自の指標につきましては、(2)に掲げておりますように、県内の農場の飼養密度などにつきまして、詳細な調査・分析を行った上で24年度に検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

6ページをごらんください。本ガイドライン素案の活用方法でございますけれども、関係機関・団体におきましては、普及指導の場もしくは補助事業等への活用というものを引き続き進めてまいりたいと考えてございます。また、畜産農家におきましては、ガイドラインに示された面積等を共通認識にいただきまして、適正な飼養管理に努めることを考えておるところでございます。

最後に、5の今後の対応等についてでございますけれども、県内の農場や地域におきまして、大学とも連携いたしながら実態調査や分析を

行っていきたいと考えてございまして、そういう成果を踏まえまして一定の指標を検討してまいりたいと考えております。また、家畜防疫や生産性の向上の観点から、適正な飼養管理のあり方につきまして検討をさらに進めてまいりたいと考えておるところでございまして。

また、本年実施しております農場調査の結果等に基づきまして、家畜防疫マップを作成するとともに、24年度につきましては、地域の状況に応じた適切な防疫措置のあり方、もしくは農場間の距離なり緩衝地帯のあり方などにつきましても検討を進めてまいりたいと考えてございまして。以上でございまして。

**○児玉畜産課長** 畜産課でございまして。常任委員会資料の7ページをお開きください。県有種有牛の造成状況について御説明いたします。

まず、1の現状でございまして、御承知のとおり、昨年、家畜改良事業団での口蹄疫発生によりまして、県有種雄牛55頭のうち50頭を殺処分せざるを得なくなり、供用中の種雄牛は5頭を残すのみとなりました。このため、県では、平成22年度に宮崎県種畜再生対策基金を造成いたしまして、本年度からこの基金を活用いたしまして新たな種雄牛造成に取り組んでおるところでございまして。その結果、本年10月末時点では、供用中の種雄牛5頭のほか、産肉能力直接検定が終了し産肉能力後代検定中あるいは検定が控えている種雄牛、いわゆる待機牛でございまして、19頭を育成中でございまして、今後も直接検定に合格した牛が随時追加される予定でございまして。表1には種雄牛の系統別の頭数を示しております。和牛の系統を大別いたしますと、ここに示した3つの系統に分類されますが、供用中の種雄牛では兵庫系が2頭、鳥取系が1頭、島根系が2頭となっております、括弧内

はその種雄牛の名号を示してございまして。また、待機牛につきましても表に示したとおりでありまして、合計で兵庫系が9頭、鳥取系6頭、島根系9頭の計24頭となっております、系統的にはバランスよく造成されているものと考えてございまして。

次に、2の造成計画についてでございまして、供用種雄牛は、23年度、24年度までは現在の5頭のままでございまして、待機牛につきましても、直接検定が順次終了してまいりますので、23年度末で24頭、24年度末には34頭にまで増加する予定でございまして。25年度以降につきましても、産肉能力後代検定が順次終了し、その結果が判明してまいりますので、種雄牛の選抜と淘汰を実施することとなりまして、供用種雄牛については25年度で13頭、26年度で15頭、それから、待機牛では25年度で32頭、26年度で30頭を予定しているところでございまして。26年度には、供用種雄牛と待機牛合わせて45頭を飼養する予定であります、それ以降は選抜と淘汰を行いながら、供用種雄牛で15～20頭、待機牛で25～30頭程度で推移すると予想しており、合わせて45頭程度を係養していきたいと考えてございまして。

口蹄疫発生前は55頭いた種雄牛でございまして、今後の計画では45頭となり、10頭程度減少いたしますけれども、本県の凍結精液のストローの需要量が13万～14万本程度であるということも考慮いたしますと、系統のバランスをとりながら優秀な種雄牛を確保していくことで、口蹄疫前のように本県肉用牛の生産振興や能力向上には十分貢献できるものと考えてございまして。

次に、8ページをごらんください。3の配置計画でございまして。現在、供用中の種雄牛と待機牛は、左側に示してございまして、事業団の種雄牛センター、これは高鍋町でございまして、

と産肉能力検定所、これは高原町にあります。この2カ所において供用種雄牛を3頭と2頭、待機牛を11頭と8頭に分けて管理を行っているところにあります。産肉能力検定所は高原町に所在いたしまして、近隣に家畜が多く飼養されていることや、直接検定牛や後代検定牛の出入りが多いため、種雄牛を管理するには、防疫上必ずしも適しているとは言いがたい環境にありますことから、種雄牛の分散管理のために、平成24年度には家畜改良事業団の分場を西米良村に整備する計画でございます。したがって、分場整備が終了した際には、右側の計画にありますように、種雄牛センターと分場において供用中の種雄牛と待機牛を各25頭と20頭に分けて管理することとしておりまして、産肉能力検定所につきましては、直接検定と後代検定の施設に特化して利用する計画でございます。さらに、口蹄疫発生の際に5頭の種雄牛を避難させました西都市尾八重の施設につきましては、今後とも緊急時の避難施設として活用することとしているところでございます。

説明は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。常任委員会資料の9ページをお開きください。

平成23年度宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業の採択について御報告いたします。

このファンド事業につきましては、去る10月19日に23年度の採択について公表をいたしましたところでございます。採択事業の一覧につきましては、先日、各委員のほうにお配りさせていただいたものと同じものを10ページ以降に添付してございますので、後ほど御確認いただければと考えております。

採択につきましては、9ページにお戻りいた

だきまして、1の採択方針にございますように、財団の設置目的や事業計画に沿った取り組みを採択してございまして、助成対象は、37団体、48事業の3億5,207万5,000円となっております。

事業の概要といたしまして、3番の項目でございますけれども、まず、(1)の市町村復興支援事業といたしまして、西都・児湯地域の6団体、6事業で7,858万5,000円でございます。西都・児湯地域の市町村の取り組みにつきまして所要額を支援するとしておりまして、平成23年度は、それぞれの市町村の実施に向けた設計費であったり、一部整備を行う経費になってございます。また、各市町村の取り組みがそれぞれ有機的に結合して一体となった交流人口の拡大ができるように、あわせてソフト的な支援を行うということとしてございます。なお、それ以外の地域の市町村につきましては本年度は申請がございませんでした。

次に、(2)のみやざき観光再生事業でございます。地域の1団体、4事業で1億2,000万円でございます。本県のイメージアップに向けた取り組みや、修学旅行、古事記奏上1300年などに係ります観光客の誘致対策であったり、スポーツキャンプ等の取り組みなどを支援することとしてございます。

次に、(3)の商工業等経済復興支援事業でございます。地域の4団体、10事業で4,614万5,000円でございますが、①の地域商工業等経済復興支援では、商工業の実態を踏まえた効果的な支援を行うために、地域の商工団体から提案公募方式によりまして事業を募ったものでございます。地域3団体で地域の商工段階の事業も含めまして9つの事業を支援するものでございます。

また、②にございますように、金融対策支援といたしまして、商工業者が設備投資など前向

きな資金を借り入れまして、その際に市町村と連携しながら、信用保証料なり利子の助成を行うということでございまして、本年度はその事務費の部分を支援することとしたところでございます。

次に、(4)の産地構造・産業構造転換推進事業でございまして、1団体、1事業で5,000万円としたところでございます。畜産物の付加価値を高めるための6次化を進めるための施設整備を支援するというものでございます。

次に、(5)の家畜防疫・経営再開推進事業でございまして、これにつきましては、1団体、1事業で2,500万円余でございまして。畜産経営の安定に向けました牛肉の消費拡大を支援するというものでございます。

最後に、その他でございまして、①西都・児湯地域におきます心と体のケアに資する取り組みについて2団体、2事業を、②防疫・畜産振興研究等支援といたしまして、宮崎大学が行います家畜防疫・畜産振興に係る研究・教育を、さらに③復興をアピールする取り組みといたしまして、県内の21団体が行う23の取り組みにつきまして支援をすることとしたところでございます。

復興財団の採択につきましては以上でございますけれども、今後とも、口蹄疫からの畜産再生復興なり、県内経済の活性化に向けた取り組みを適切に支援してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**○田口委員長** ありがとうございます。以上で執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はありませんか。

**○福田委員** まず4ページ、飼養密度の現状についての説明をいただきましたが、賛否両論ございますね。しかし、この数字から見ると、宮

崎の場合は豚を中心に密度が高いことは事実です。そこで、企業養豚がかなり密度の高い方式をやっておりますから、特に養豚についてはこれを機にその辺を中心に話し合いをされて、ある程度修正をする時期に来ているのかなと思っております。これは畜産全体の問題とも絡んでくるんですが、私は、かねてから宮崎県の農業構造について、耕種群と畜種群の比率の適正化の問題等についても随分訴えてまいりましたが、なかなかそう簡単に修正できるものではないですね。

そこで、とりあえず飼養密度については、両論あると思いますが、豚1頭当たりの平地面積から見ると、やはり密度が高いわけです。その原因を成している要因はもうわかっているはずですから、しっかり対策を打っていかれる必要があると思いますが、当たられましてどうですか、その辺の反応は。僕らはマスコミでしか状況を見ていませんから。なかなか厳しいということが出ていたんですが。

**○日高復興対策推進課長** 委員御指摘のところで含めて、畜産の中で豚の部分は確かに企業経営が中心になってきてございます。ただ、そういった中で、西都・児湯地域もそうなんですけれども、疾病フリーの取り組みを進めていかれる中で、地域の中で飼養密度を以前の8割に減らそうと、いわゆる2割減らそうという取り組みも進められていく中で、生産性が上がってきているというような気づきも実際かなり広く知られてきているところでございます。こういうような取り組みも含めながら、飼養密度をただ単に減らすだけではなくて、減らしながら生産性を向上させていく取り組みについて、今、委員のほうから御指摘ございましたように、企業経営を中心にしながら、そういったところも十

分啓発していきながら意見交換していった、理解を得ていきたいというふうに考えています。

○**福田委員** 事故等が発生しない場合は、効率を考えますと、飼養密度が高いほうが経営上はプラスなんです。しかし、こういう悲惨な状況を経験しましたから、ある程度理解を得てこの改善を進めることが大事ではなからうかと考えておきまして、特に養豚県の茨木あたりの数字を見ますと、頭数では若干少ないんですが、かなり余裕を持った飼養密度になっています。

次は9ページです。運用型ファンド事業についてであります。それぞれ提案を受けて事業に着手されるわけでありましたが、観光再生事業等については、間接的なダメージを受けましたから、私は適切な事業だと思っております。それから、もう一つ、一過性のイベントがたくさん行われているわけでありましたが、それぞれ行政や団体等通じまして、これの効果、気分転換になるとは思いますが、どのように見ておられますか。

○**日高復興対策推進課長** 今の御質問は、それぞれの取り組みが一過性に終わるとせっかくの効果なくなるというようなことかと考えてございますが、前回の7月に行われました常任委員会の中でも委員のほうから御指摘いただきまして、当然、一過性に終わることなく、継続した取り組みとして続かなければ、その投資効果というものはないんだという御指摘をいただいたと考えております。そういった中で、今回、特に商工業関係の中でも一時的なイベント的なものも入っていようかと考えてございますけれども、こういったものを財団としても支援する中で、財団の支援が終わった後も、地域の方々が新たな商品を開発する中で評価を求めていたり、後々につながるような取り組みというも

のを継続していくべきではないかというふうに考えております。

○**福田委員** 受け手は県内の皆さんが中心ですから、実施するほうもあるいは参加するほうも疲れが出ないように、そして効果が上がるように実施をお願いしたいと考えております。

それから、金融対策支援は4,600万のうちどれくらいですか、利子補給とか信用保証料の助成は。金額的には。

○**日高復興対策推進課長** 金融対策支援につきましては、お手元の11ページをごらんいただきますと、今回4,600万ほど計上させていただいておりますけれども、金融対策支援としては、先ほど御説明したとおり、事務費等ということで11万3,000円でございます。この11万3,000円というのが、先ほど申し上げましたように今年度の事務費分でございますけれども、財団として想定してございますのは、5年間で1億円程度を利子補給なり信用保証料の減免で使いたいと考えておるところでございます。

○**福田委員** 私は、このあたりにもう少しお金を振ったほうが身につくのではないかと、そういうふうに考えております。これは要望であります。

それから、(4)、これは報道されておりましたが、ミヤチクにハンバーグ工場か何かでしたね。5,000万程度でどれくらいの施設かわかりませんが、ついせんだって私どものこの常任委員会で先進地を何カ所か見せていただきました。スケール、規模が違いますね。宮崎が、農畜産物に付加価値をつけることでは随分おくれておるということを委員一同実感したんですが、これあたりをしっかりとやらなければ、これは手始めとなると思いますが、今、大変頭をお互いに悩ませておりますT P P対策等についてもなか

なかだなど思っています。宮崎は原材料はすべてそろっておるんです。あとは付加価値をつけるノウハウ、施設。手始めに今度野菜の冷凍野菜加工施設等やられましたが、これは付加価値をつける施設というよりも、低付加価値ですよね、この段階では。さらに一步最終商品に近づくような付加価値のつけ方をやらなければ本当の付加価値は手にできないのかなということを感じておるんですが、その辺の構想について、これをきっかけにどうだということがあればお教えいただきたい。

**○日高復興対策推進課長** 今御質問の6次化の部分でございますけれども、ミヤチクにつきましては、トータルで事業費が1億5,000万程度を想定しておられるようでございます。内容につきましては、今、委員のほうからもございましたように、端材であったり低級部位を少しでも付加価値を高めようという取り組みを考えてございまして、現在佐土原のほうにございます工場に増設をして、今回ハム・ソーセージに取り組もうというものでございます。こういう取り組みといいますのは、畜産物につきましては、例えば宮崎牛であるとかハマユウポークであるとか、ブランド品目の部分を供給するというのも大切でございますけれども、それ以外に残った部分につきましては、付加価値を高める取り組みを進めていかなければならないと考えてございますので、実施者のほうとも協議を進めながら、こういう取り組みがより広く行われていくような形で進めていきたいというふうに考えております。

**○福田委員** 手始めにこういうことからスタートされると思いますが、このファンド事業以外にも、農政サイド、商工サイドもございまして、さらに付加価値をつける政策を、行政あるいは

県内企業一体となって進めてほしいと考えております。以上であります。

**○中野委員** 2ページ、埋却地にこだわっておる中野です。ここに80.7%と書いてありますけど、私は国富なんか回っていろいろ聞くと、この前も言ったけど、「埋却地がありますか、ありませんか」と、そんな調査。わかりませんよ、みんなじゃないけど。ただ、この80.7%というのは、これは個別農場数で出ていますけど、頭数から見た場合、どれぐらいの農場数の頭数が100%埋却できるかどうかとか。私が言うておるから無理してこんな数字を出しておるのかなと思うんですけど、本当にどこまで真剣に。

去年の口蹄疫を見ると、何ととっても拡大したというのは埋却地のおくれですよ。法律では個人の責任となったからそこはみんな伏せてしまっただけで、違うところに視点を当てているような気がする。リストアップがどうのこうのと。この埋却地というのは真剣にやる気があるんですか。そこ辺を聞かせてください。

**○岩崎家畜防疫対策室長** 今回御報告しました埋却地につきましては、前段としまして、まず市町村にお願いして埋却地の確保状況については調査しております。現在、巡回指導をやっておりますけれども、これは家畜防疫員みずからが農場に参りまして、当然、飼養農数に見合った埋却地の詳細については逐一やっております。ただ単に埋却地あるなしじゃなくて、詳細については今現状で調査をしているということでございます。

**○中野委員** 皆さんまじめにしているけど、前回のあの6カ月間の期間の全体を見れば、何ぼ考えても私はそれしか考えられない。結局は国と県で530億の殺処分補償をやって、埋却地は2億5,000万しかかかっていないわけです。そこ辺

を真剣に考えて、いざ法律どおりやっけていてもああいう問題が起きるということを考えて、もうちょっと真剣に取り組んでもらいたいと思います。

**○永山畜産・口蹄疫復興対策局長** おっしゃるとおり、さまざまな防疫措置がありますけれども、それがしっかり行われるためには埋却地を確保していくということが、最終的には一番大事な点だと思っています。明確な数字とか、ここまでやれましたということが、先ほど問がありましたように、面積と頭数でどうなのかというところをお答えできるところまで熟度がいないことについては、大変申しわけないと思っております。ただ、市町村、家畜保健衛生所、振興局等中心になって今一生懸命巡回をやりながら、実際にその用地が使えるかどうか、面積がどうか等の精査も行っております。少し時間がかかっていることについては申しわけないと思っておりますけれども、真剣に取り組んでおりますので、次回というか、次の機会にもっといいものを出せるように努力はしたいと思います。

**○中野委員** 埋却地の問題は、実際起こってみて初めてどうかという結論しか出ませんが、私はこれはしっかり準備しておくべきだと思っております。

それから、4ページ、適正飼養密度。畜産農家と話すと、それが必要だところにも書いてあるとおり、いいですよ、それで。例えば②の下のエ、「状況に応じた適切な防疫措置を講じることができる」とか。極端な言い方をすると、私は国富・綾ですけど、国富・綾の畜産農家というのは、だれがどこに何をしておって何頭ぐらいやっているというのはみんなわかっておる。私はみんなはわからんけど、農家の人たちは競

りとかしょっちゅうやってわかっている。こういうことは地区ごとに関係者はわかっているわけ。防疫措置というのは、前回の口蹄疫を反省して、消毒するか、かかったところは早期埋却。早期埋却できんで、埋却せんところが何百頭とかたまって1カ月待ちとかなったわけで、私はここら辺もそういうことだと思いますよ。幾ら発症したところに防疫措置するといっても、一生懸命しているだけで、問題は、前回の場合、どこに発症したかという情報がなくてどうのこうのと。「状況に応じた適切な防疫措置を講じること」なんて、実際そういう実態があるわけだから、こういうことはもうちょっと具体的に書かんと、本当にこれはアバウトの話。ぜひそこら辺も含めて。

それから、豚換算頭数を総面積と森林面積から割り出しているけど、児湯郡なんかはわからんけど、私の知っている国富・綾では大体山間部なんですよ。見た目は豚小屋が建っているけど、字図ではこの面積では恐らく山林になっているんじゃないかと。果たしてこの出し方の意味が、どれぐらい確率があるのか。宮崎県は飼養頭数が多かったからあれだけ拡大したんですよと言いたいのかもわからんけれども、実際、去年の口蹄疫と飼養密度の因果関係というのは、どういう結論が出ているわけですか、専門分野では。

**○永山畜産・口蹄疫復興対策局長** 国の検証委員会等において、飼養密度が高かったことがリスクを高めたのではないかという問題提起はあっております。ただ、例えば国の疫学調査の中間報告等でその点についての検証がされているというわけでもありませんので、飼養密度の高さと前回の拡大ということについての因果関係というのは証明はされていないだろうと思っ

ています。したがって、我々も密度が高いことがいけないということを考えているわけではありません。ただ、二度と同じような事態を引き起こさないためにはどのような飼い方が必要なのか。例えば、豚に感染するというのが非常に大きなファクターになりますので、それをブロックするためにはどういう地域防疫をすればいいんだろうかということも含めてしっかり取り組まなければならないという問題意識で、このガイドラインに取り組んでいるということでございます。

**○中野委員** 私の知っている人で豚をやっていますけど、何平米かのところに何頭か飼っているやり方と、1頭1頭、後ろ前もならんように、あれ何というのかな。密飼、そういうのがある。これはこれであって、今、復興というならば、2万9,000頭の畜産が3,070億、これがことしではかなり落ちるだろうと思う。今、農業の生産額は落ちて、工業生産額も落ちたりする中で、これとは別に、もう一つ言うんだったら、復興前の畜産振興に戻すか、拡大するか、そこら辺の検討はどうなっているんですか。

**○永山畜産・口蹄疫復興対策局長** 農業・農村長期計画の中では、頭数については、長い時間かかりますけれども、おおむね口蹄疫前の状態まで、特に牛については戻していきたいという計画になっております。ただ、単に頭数の議論ではなく、さまざまな課題があることは委員御指摘のとおりで、今の資料の3ページの1の(2)に書いておりますけれども、我々として、今、畜産を考える際には、生産性の問題、コストの問題、販売価格、それから感染症リスク、さまざまなことがあると思っています。このガイドラインはそれについて全部こたえるというものではありませんので、これらの課題の一つ

の方策としてガイドラインがあると考えています。生産性をどう図っていくのか、コストをどう低減するのか、あるいは付加価値をどう高めていくのかという点についても、当然、このガイドラインとは別の形ではありますけれども、方向性を示して一緒に進めていきたいと思っています。

**○中野委員** 今の理屈も成り立つけど、要は口蹄疫が発症していなかったら、2万9,000頭をベースにそれからどれぐらいふやすかという話で、今言った付加価値とか単価の問題はまた別の問題で、それは生産者もいろいろ工夫せんといかんところで、今、農業後継者が少なくなっておる中で、牛もそうですね、50頭とか新しく始める人たちの軒数が少なくなっておる。そういう中で、大きな目的としては、畜産振興をどこまで伸ばすかということは、頭数と、農業従事者、畜産業の人たちを育てるということを含めて、きょう資料はないけど、確かに計画には入っている。ただ、計画は計画だから、本当に計画で、俺も初めて見たけど、見たこともない人もおるでしょう。しっかりそこ辺も含めてやってもらいたいと思います。

**○押川委員** 昨年度の口蹄疫を踏まえて、今回、農場の点検等をしていただいております。牛、豚、家きんがあるわけでありましてけれども、この調査をされるのは家保の職員だけですか。

**○岩崎家畜防疫対策室長** 委員も御案内のとおり、家保の職員が非常に少のうございまして、今回、県の畜産職を家畜防疫員に任命しております。加えて、開業の先生たちとか共済の先生たちに対しましても家畜防疫員に任命して、農家巡回については、お手伝いといいますか、実施してもらっておるところでございます。

○押川委員 大事なことは、開業医あるいは共済の獣医さんは、現場の方と一番接点が多いわけです。こういう方たちをうまく活用していかないと、先ほどから出ているように、早く発見して殺処分、埋却という形で対応していかないと、発見がおくれるとそれだけリスクが大きくなるということですから、要望としては、早目にそういう形の中でそれぞれの立場の中で指導していくという形をとられたほうが私は効果が高いんじゃないかと思っておりますので、できればそういう方向でお願いしたいと思っております。

それから、埋却地の確保についても、今ありましたとおり、80.7%ということですがけれども、公有地——市、県、国、やはり確保できない人たちのためにも、これは来年の3月までということですがけれども、確保していただくという形の中でやっていってほしいと思っております。

それから、密度の関係でありますけれども、一番心配をしておるのは、個々の生産農家というのはある程度わかっているわけですがけれども、企業型とか法人でやられて多頭飼育される方々のガイドラインというものはこの中に出てくるのでしょうか。出ているんですか。

○日高復興対策推進課長 大規模経営の部分につきましては、現段階で考えているガイドラインの素案の中では、5ページにございますように、1頭当たりの面積という形の中で、例えばそれが500頭であったり1,000頭であったりといった場合には、当然その部分に反映されてくるものと考えておるところでございます。ただ、そういう大規模なところとも意見交換していきながら、こういう取り組みを定着させていかなければならないと考えております。

○押川委員 そういう企業なり大規模経営の

方々と県とのかかわり方、これがやっぱり大事だと思うんです。去年は皆さん方との関係というのなかなかなかったと思いますし、県がどこあたりまで指導なりあるいは調査なりができるのか。そこらあたりも県独自のものをつくっておくべきだというふうに今回やっていかないと、同じことの繰り返しになっては困りますので、そこまで踏み込んだというガイドラインをつくっていただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、県有種雄牛の造成状況でありますけれども、私の地元のほうにも今回分場ということで、20頭を24年度から計画ということですが、来年になりますけれども、ありがたいと思っております。そういう中で、供用種雄牛と待機牛ということで、この比率はどういう形になっているんですか。

○児玉畜産課長 供用種雄牛と待機牛につきましては、先ほどちょっとお話はしたんですけれども、供用種雄牛を27年以降、15頭から20頭、待機牛については25頭から30頭程度で推移していきだろうというふうに予測しております。合わせて45頭程度を常時飼養したいと考えておるところです。

○押川委員 27年度までということですが45頭にされるということはわかっているんですが、今使われている供用種雄牛、5頭ですよ、これは高鍋に5頭置くのか、西米良にもできたら何頭か置かれるのか、そこあたりはどういう状況ですか。

○児玉畜産課長 恐らくこの5頭につきましては、2頭と3頭で分けて置くことになろうかと思っております。ただ、後、選抜がいろいろ出てきますので、この5頭がいつまで残るかわかりません。優秀なのが出てくれば入れかわっていくだ

ろうと思います。ただ、現状では2頭と3頭に  
分けざるを得んだらうというふうに考えており  
ます。

○押川委員 ありがとうございます。

それから、復興ファンドの関係でありますけ  
れども、特に市町村型で西都市が今回出ていな  
いということでもあります。24年度に計画される  
予定であります、この市町村復興支援事業と  
いうのは1回限りなのか、そして、限度とい  
うのはどのぐらいが限度になっているのか、わか  
れば教えてください。

○日高復興対策推進課長 西都・児湯地域に対  
する支援の部分につきましては、財団が5年間  
ということをごさいます、5年間の中でそれ  
ぞれ逐次取り組む場合もありますし、一括取り  
組む場合もあろうかと思ひます。そういう意味  
からしまして、西都市のほうからも、今年度  
につきましては申請は上がってきていないところ  
でございすけれども、来年度以降はあるとい  
うふうに聞いてございす。また、全体の5年  
間で想定しておりますのが、1市町村当たり1  
億円程度の助成というものを財団の中でも決定  
されているところでございす。

○押川委員 わかりました。5年間の中でそれ  
ぞれ今言われた限度1億円を活用されるとい  
うことで理解をしたいと思います。

それから、12ページの5番、みやざき再生・  
復興プレミアム牛肉商品券の発行事業とい  
うことでもありますけれども、これについて現在の進  
捗状況をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○日高復興対策推進課長 5番のプレミアム牛  
肉商品券でございすけれども、これについま  
しては、10月1日から販売を開始させていた  
だきまして、12月いっぱいまでを目標としてござ  
いす。12月までの販売総数といたしまして、10

万枚の商品券を販売したいと考えてございす。  
この10万枚のうち、10月が終わったとい  
うことで既に1カ月経過したわけ  
でございすけれども、現在は約3万枚を超えるような販売状況で  
ございす。全体の3分の1が終わった中で約  
3万枚ということ  
でございすので、順調に進  
んでいるのではないかと。今後、12月に向けて  
年末、もしくは使用期間が2月末までになっ  
てございすので、年末年始の牛肉の需要期に向  
けましてさらに加速されるものと考えてござい  
す。以上です。

○押川委員 この券を活用して例えばどうい  
うところで利用されるのか、そこあたりもわか  
れば、範囲を教えてください。

○日高復興対策推進課長 この牛肉商品券につ  
きましては、肉の販売店さんはもとよりでござ  
いすけれども、事業主体になってございす  
畜産協会のほうで登録をされました牛肉の料理  
店、例えばミヤチクさんであったり、ほかのレ  
스토랑であったり、登録されているものにつ  
きまして使えるということ  
でございす。商品  
券を買っていただいた際に、商品券とあわせて  
どの店で使えますという  
ようなチラシも一緒に  
配付させていただいて  
ございすので、そうい  
ったところを見てい  
ただきながら御活用  
いただければという  
ふうに考えてござい  
す。

○押川委員 現状で、小売店販売さんとミヤチ  
ク関係あたりとの問題点とか、そういうものは  
発生していませんか。

○日高復興対策推進課長 確かに牛肉だけを対  
象にした商品券ということに名称からしまして  
なるわけですが、小売店あたりのスーパー  
さんにおきましては、牛肉プラスすき焼き用の  
野菜を買われたりとか、そういった中でどこ  
まで使えるのかというところもございまして、そ

ういう状況を見きわめながら、それぞれ不適切な使用がなされないような取り組みをお願いしているところでございます。

**○押川委員** 一部でありますけれども、小売店さんあたりからいろんな意見も出ているということも聞いておりますから、できればすみ分けがうまくできるような形の中で指導方もお願いしておきたいと思っております。要望しておきます。

**○田口委員長** ほかにございませんか。

ほかにはないようですので、以上をもって終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時3分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○加藤環境森林部長** 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の環境農林水産常任会資料の表紙をごらんください。本日は、報告事項が3件であります。

まず、1つ目が、平成23年台風15号による山地等の被害状況についてであります。9月28日の決算分科会時に暫定報告をいたしましたので、被害額が確定いたしましたので、御報告いたします。

2つ目が、社団法人宮崎県林業公社についてであります。9月議会の常任委員会では、外部委員等から成る宮崎県林業公社改革研究会により「林業公社のあり方に関する意見取りまとめ」について御説明したところであります。

その後、委員会の中でいただきました御意見等を踏まえ、林業公社のあり方について検討を進めてまいりました。今回、「林業公社のあり方に関する県方針（案）」を取りまとめましたので、御説明いたします。

3つ目が、口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査についてであります。都農町の埋却地近くの湧水等の調査の状況について御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。平成23年台風15号による山地等の被害状況についてです。まず山地災害としましては、8市町村で計21カ所、被害額は4億511万6,000円であります。次に林道施設災害としましては、11市町村で計76路線、117カ所、被害額は3億5,920万8,000円であります。山地災害、林道施設災害の合計は、11市町村、7億6,432万4,000円となります。今後は、国、市町村等関係機関と協議・協力しながら、早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。その他の項目につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、森林経営課長が忌引のため、本日委員会を欠席しております。代理といたしまして、総括課長補佐の甲斐及び技術担当課長補佐の谷口が出席しておりますので、森林経営課に係る質疑につきましては、両課長補佐のほうから答えさせていただきます。あわせてよろしく願いいたします。以上であります。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** それでは、報告事項の2、社団法人宮崎県林業公社についてであります。説明は、別添の資料1、「林業公社のあり方に関する県方針（案）」で御説明いたします。

資料をめぐっていただきまして表紙裏の目次をごらんください。県方針策定の趣旨等6つの項目で整理しております。

それでは、1ページをごらんください。1の県方針策定の趣旨であります。林業公社は、拡大造林の組織的な推進を主な目的として設立されましたが、昭和55年以降、木材価格の低迷により厳しい経営状況にあったことから、平成16年度から抜本的改革に取り組み、平成19年に県で公社存続を決定し、公社では第3期経営計画に沿って経営改善に取り組んできたところであります。しかしながら、計画どおりの事業収入が確保できていないことから、今回、公社のあり方について再度検討を行うものであります。

次に、2ページをお開きください。2の林業公社設立の経緯及び概要であります。(1)にありますように、国は拡大造林を推進するため、分収林特別措置法を制定し、本県では昭和42年に社団法人宮崎県造林公社(現在は林業公社)が設立されました。(2)で平成22年度末現在の公社の概要を見ていただきますと、①のように19団体の社員が1,160万円出資しており、県の出資比率は43.1%となっています。②の管理面積は1万473ヘクタールとなっており、杉では伐採可能な森林面積の割合が67%を占めております。③の事業内容をごらんください。分収林事業は、公社が造林者及び費用負担者として土地所有者との間に分収造林契約を結び、地上権を設定して収穫時に収益を分収するものです。平成10年度に分収造林契約が最後で、事業終期を平成80年度としておりますが、平成16年度からは本格的な主伐が始まっております。

3ページの図1には、分収林事業の仕組みを示しております。公社が、森林の造成から伐採まで分収方式により事業を推進しております。

分収割合は、図の中ほどの収益分収にありますように、公社60%、森林所有者40%で、括弧内は市町村有林の割合であります。大半を県からの借りに依存し、日本政策金融公庫や市中銀行の借りにつきましても、県が損失補償いたしております。

次に、イの森林施業受託事業であります。公社は、分収林特別措置法に基づく県内唯一の森林整備法人であり、森林所有者等からの施業委託を受け、植栽及び保育事業を実施しております。

次に、④の公社の果たしてきた役割であります。公社は、設立以来、計画的に1万ヘクタール余の森林を造成し、奥地等条件の悪い県北の造林困難地への拡大造林に取り組み、300万人・日を超える雇用創出など山村地域振興のほか、水資源の涵養や自然災害の防止など、森林の公益的機能の発揮に寄与しています。また、平成14年度からは、南那珂地域を主体に、所有者から委託を受けて行う森林施業受託に取り組み、これまで758ヘクタールの植栽未済地での植栽も実施しております。

4ページをお開きください。3の林業公社経営の現状であります。(1)の表2に平成22年度末の資産の状況を示しておりますが、資産は355億1,135万4,000円、そのほとんどが分収林の造成に要した経費をあらわす森林勘定であります。負債は383億389万1,000円で、大半は事業に必要なだった長期借入金であります。差し引きの正味財産は27億9,253万7,000円のマイナスとなっております。

(2)の表3の平成22年度末の長期借入金の状況については、県からの無利子貸付金が211億202万円、日本政策金融公庫から60億2,477万8,000円で、その利率は0%から6.5%で、利

率を加重平均した平均利率は1.907%となっております。また、市中銀行からは67億7,963万1,000円借り入れており、その利率は1.4から2.35%、加重平均利率は1.814%となっております。

次に、(3)第3期経営計画と実績の収支につきまして、平成20年度から22年度までの3カ年を合計した表4で御説明いたします。公社では、平成20年度から29年度までの第3期経営計画を策定し、現在この計画に基づく経営が行われておりますが、主伐売上収入にありますように、計画Aの11億4,164万2,000円に対し、実績Bが7億1,120万8,000円となっております、その差が4億3,043万4,000円となり、資金残高が減少しております。

5ページをごらんください。(4)に計画と実績における主伐収入の乖離の要因をまとめております。平成20年度から22年度の3カ年の主伐売上収入は、計画よりも約4億3,000万円下回っております。その要因のⅠとしては、木材価格の低迷等による影響が約3億円で下落額の約70%に当たります。これは、理由のAにありますように、世界同時不況による住宅着工戸数の落ち込み等や、イにありますように、条件不利地での伐採が多かったことによる売払価格の低下によるものです。また、要因のⅡとして、県の平均的な成長を下回る奥地での伐採が多かったことにより、収穫材積が計画どおりに得られていないことによる影響が約30%であります。

6ページをお開きください。4の第3期経営計画における平成29年度までの見通しであります。(1)の収支の見通しですが、平成24年度から29年度までの収支を表5にお示ししておりますが、過去最低であった県森連の原木市場の木材価格及びこれまでの公社の公売実績に基づいた収穫材積により試算を行ったところ、第3期

経営計画に予定されていた県借入金56億9,200万円を含めましても、約13億円の赤字が見込まれます。表の下には平成80年度までの収支を参考でお示ししております。

7ページをごらんください。(2)の資金残高の見通しであります。表6の最下段、平成24年度末資金残高の不足が8,000万円、29年度末には約12億円の資金残高不足が見込まれております。

8ページをお開きください。5、林業公社のあり方の検討についてであります。さきの9月議会では、委員の皆様から御指摘のありました、破綻という選択肢などほかの選択肢も検討すべきではないかなど、さまざまな御意見を賜りました。今回はこのような御意見を踏まえ、選択肢について改めて整理したところであります。

(1)には、想定される選択肢を挙げておりますが、まず大きくは、公社を廃止する場合と存続する場合がありますが、公社廃止には、分収林事業自体を廃止する場合と継続する場合があります。分収林事業を廃止する場合には、破産と分収林契約解除が考えられ、分収林事業の継続では、他団体との統合と県営林化が考えられます。

(2)では、選択肢ごとのメリット、デメリットを右の表7に整理しております。横長の表の7をお開きいただきたいと思っております。

○田口委員長 もう少しゆっくりしゃべっていただきますか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 表の7をお開きください。まず、破産についてであります。メリットでは、①のように、今後の県の貸付金が不要となります。デメリットでは、①のように、公社を廃止して県営林化や公社を存続するよりも県の財政負担が大きいことが考えられます。その内訳としてアからオまで挙げて

おります。アの損失補償による負担発生からウの特別交付税措置が皆減までは、表の左下にあります注意書きをごらんください。注1では、日本政策金融公庫や市中銀行からの借入金（23年度末で117億円）については県が損失補償契約を締結しており、債務を県が一括して負担する必要があります。次に、注2では、県の貸付金残高、23年度末で222億円のうち公社の資産を売却し、県に分配してもなお残る貸付金残高について県は債権放棄することになります。また、注3では、債権放棄によって県の貸付金残高がなくなることから、公社への無利子貸付金残高に対する国からの特別交付税が措置されなくなります。

再び、右上のデメリットをごらんください。①のエでは、破産手続に係る管財人等の費用が発生することや、オでは、競売等による処分のため、分収林が極めて安価で売却され、県への分配額も減少することが考えられます。また、②では、県内唯一の森林整備法人である公社が廃止されますと、森林所有者にとって負担の少ない高率補助を活用した植栽や間伐などの森林整備ができなくなります。③では、財産を急いで処分することなどで、無計画な伐採により森林の荒廃や伐採跡地問題が発生する可能性や、④では、分収林が極めて安価で処分されるおそれがありますことから、土地所有者から損害賠償請求が行われる可能性がございます。

その下の段、分収林契約解除の場合についてであります。メリットでは、破産と同様、①の今後の貸付金が不要となること、さらに②では、分収林の契約解除は、公社の持ち分である10分の6を土地所有者に買い取ってもらい、所有者の手元に戻りますので、破産に比べますと土地所有者の権利が維持できます。

デメリットでは、①のア、イ、ウまでは破産と同様でございますが、エでは、土地所有者との契約解除手続に多大な経費が必要となることがあります。また、オに、分収林の公社持ち分である10分の6が土地所有者に安価で売却されるとありますのは、注の5をごらんいただきますと、この場合、土地所有者に買い取ってもらわざるを得ないということになりますため、競争原理が働かなくなるということがあるからでございます。

デメリットに戻っていただきまして、②と③は破産と同様のことが考えられます。

次に、廃止の中の分収林事業の継続の場合でございます。他団体との統合の場合については、平成19年度の検討時に、公社の多額の債務があり、統合相手として想定される団体のいずれも統合の可能性が認められないとの結論を得ており、現在も大きな変化はない状況でございます。

次に、公社を廃止し県営林化の形で分収林事業を継続した場合でございます。メリットでは、①の今後の貸付金が不要となり、②では県営林化については、公社との分収契約を県と土地所有者との契約に移行するものでありますことから、分収林の適正な管理が継続され、森林の公益的機能の維持や、③の中山間地域の雇用の確保が図られることが考えられます。デメリットでは、①で公社存続よりも県の財政負担が大きいことが考えられます。

右下の表8をごらんください。公社の存廃に係る平成24年度から29年度までの県の財政収支を試算したものであります。公社を廃止して県営林化した場合、今後の県歳入は①のとおり7億6,100万円で、県の歳出②は104億9,500万円、歳入から歳出を引いた県財政収支はマイナス97億3,400万円であります。表の下のほうに米印の

1 から 4 で歳入歳出の内容を整理しております。一方、公社存続の場合、県の歳入は 9 億 1,900 万円、歳出が 70 億 900 万円、差し引きはマイナス 60 億 9,000 万円となります。

なお、参考で下に別枠でお示ししておりますが、24 年度から 80 年度までの県の財政収支の試算は、公社を廃止した場合、マイナス 4 億 8,200 万円、存続の場合は 8 億 9,300 万円のプラスとなっております。括弧書きにつきましては、特別交付税を見込んだ場合の金額であります。

再び、表の 4 段目の県営林化のデメリットの欄をごらんください。アからエまでは分収契約解除の場合と同様ですが、オでは、代物弁済に伴う消費税の課税が考えられます。代物弁済につきましては、森林資産をもって県に返済することにより消費税が課税されることになるようでございます。デメリットの②では、高率補助を活用した森林整備ができなくなるもののほか、③の木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化によっては県の負担がふえる可能性があります。

以上が、公社を廃止した場合の選択肢の比較であります。

次に、公社として存続の場合でございますが、メリットは、①で、表 8 でお示したように公社廃止よりも県の財政負担は小さく、②で公社として存続することにより、分収林の適正な森林整備が継続され、森林の公益的機能の維持が図られること、③で中山間地域の雇用の確保が図られること、④では、高率補助を活用した植栽や間伐などの森林整備の継続や、公社営林を核とした施業の集約化による林業生産性の向上が図られることなどが挙げられます。

一方、デメリットは、①で、現計画以上の県の貸付金が必要であることや、②で、県営林化

と同様ですが、木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化によっては県の負担がふえる可能性があります。

次に、11 ページをお開きください。前のページでごらんいただきましたメリット、デメリットについて、公益性と県財政の面から総括いたして整理しております。

まず、①の公益性の面であります。アの破産では、分収林が破産管財人により処分されること、契約解除の場合には、今後の分収林の処分が土地所有者に委ねられることから、無計画な伐採による森林の荒廃や伐採跡地問題が発生する可能性があります。また、県内唯一の森林整備法人である公社が廃止されますと、土地所有者にとって負担の少ない高率補助を活用した植栽未済地造林や間伐などに取り組むことができなくなります。イの県営林化では、県による分収林の適正な管理は継続されるものの、アと同様に、高率の補助を活用した森林整備に取り組むことができなくなります。ウの公社として存続した場合には、分収林の適正な管理が継続されることで公益的機能が維持され、高率補助の植栽や間伐ができることとなります。

次に、②の県財政面からの検討であります。アの破産や契約解除、県営林化につきましては、いずれも金融機関に対する損失補償に基づく負担や県貸付金の債権放棄が必要となるほか、県の無利子貸付金に対する特別交付税が措置されなくなるなど、大きな財政負担を伴います。特に破産及び分収林契約解除においては、分収林が安価で売却されることから、県への分配額が大幅に減り、県の債権放棄額がふえることにつながります。イの公社として存続する場合には、第 3 期経営計画以上の県貸付金が必要となりますが、現時点では、公社を廃止するいずれの選

択肢よりも県財政負担額は少なくなります。

次に、12ページをお開きください。6、林業公社のあり方に関する県方針（案）であります。これまでの検討結果から、枠で囲んでありますように、林業公社の今後のあり方につきまして、森林整備及び林業生産活動において公益性の面で高い役割が期待できることや、県財政負担が最も少ないことなどを総合的に判断し、公社として存続させることとしたところであります。

なお、その下に記載しておりますように、今後も、木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、経営状況について常に点検・評価を行うとともに、第3期経営計画の終期となる平成29年度には、改めて公社のあり方について検討を行うこととしております。この検討結果の前提としまして、(1)の今後の経営改善に向けた取り組みについて公社に求めていくこととしております。

委員の皆様からは、県の負担を少なくする方法を考え、公社自身がしっかりと経営改善すべきではないか、高利率の貸付金が残っているのはおかしい、金利の減免や繰り上げ償還については努力が足りない、あるいは1円でも有利な価格で販売すべきなど、貴重な御提言をいただきました。これらを踏まえ、前回の常任委員会以降、林業公社と精力的に協議するとともに、金融機関との交渉も行ってまいりました。その上で、県は公社に対し、次に掲げる公社自身の経営努力による収入の増や金融機関に対する積極的な金利節減対策を強く求めております。

まず、①の林業公社自身の経営努力としまして、アの列状間伐では、保育間伐を終了した人工林を対象に一定の間隔で列状に伐採する方法で、生産性が高く、間伐収入の増につながる施業であります。イの帯状複層林施業では、46年

生以上の人工林を対象に実施し、伐採経費も補助対象となり、跡地植栽も可能であることなど、通常の主伐より多くの収入を得ることができることや、公益性の高い複層林の造成が可能となります。ウの帯状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直しにつきましては、土地所有者の同意を得た上で分収割合を見直すことにより、収入の増につなげていくものです。エの作業路開設につきましては、主伐のための作業路開設を補助が適用される利用間伐時に先行的に行うことで伐採搬出コストが大幅に削減され、収入の増につながるとともに、道路があることによる主伐の入札での有利性の向上につながります。

次に、13ページですが、オの間伐材の直納販売につきましては、間伐材を原木市場を経ずに山元から直接製材工場に販売する方式で、市場経費の削減により収入の増につながる方法であります。カの分収交付金算定基礎の見直しでは、必要経費をこれまでの直接経費だけでなく間接経費も算定することによりまして、収入の増加を図るものであります。キの計画に沿った収入の確保では、収益性の高い分収林を先行して伐採することや、木材価格の動向を常に留意しながら価格上昇時に伐採することなどであります。

次に、②の利息の軽減であります。日本政策金融公庫の低金利の利用間伐推進資金を活用し、これまでの借入金のうち金利の高い借入金を優先的に繰り上げ償還することで利息の軽減を図ってまいりたいと考えております。なお、前回の常任委員会を踏まえまして、公庫を含め、金融機関との交渉を行っております。協力できる範囲で協力するとの意向を示してくださっている金融機関もありますが、公庫の高金利の資金のうち、単なる金利引き下げについては、財政投融资からの調達金利と同率で貸し付けてい

るとの事情から、金利引き下げはできないとの回答を得ております。したがって、公庫につきましては、ここに記述している繰り上げ償還について交渉を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(2)の県の支援についてであります。県は、林業公社自身の経営努力や利息の軽減といった経営改善の取り組みについて指導・監督した上で、なお公社の資金が不足する場合は、一定程度の運営資金が確保できるよう貸付金の増額による支援を行うこととしております。

14ページからは、附属資料としまして、公社の出資状況や分収林事業、施業受託事業の実績を初め、15ページの借入金の状況等の参考資料をつけております。そして、恐れ入りますが、19ページ、横長の表でございます。この表に、過去最低の木材価格で試算した平成80年度までの公社の長期収支見通しをお示ししておりますが、右から5列目が累積の収支になります。

最後の21、22ページをお開きください。これは、公社を廃止して県営林化した場合と存続した場合の県財政収支の試算結果を、平成24年度から80年度までを対比してお示ししております。

最後になりますが、現在、今回御提示した経営改善に向けた取り組みにつきまして、具体的にどれほどの効果が見込めるのか、精力的に公社との協議を行っております。11月議会においては、その改善効果額と県による支援がどれほど必要になるのかをお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○橋本環境管理課長** それでは恐れ入りますが、常任委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。常任委員会資料の3ページでございます。口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査につ

きまして、新たに埋却地の影響を受けていると考えられます案件が発生いたしましたので、御報告させていただきます。

(1)のとおり、10月7日に都農町におきまして、埋却地近くの農業排水路からのおいがするとの情報があり、同日、関係機関による現地調査を実施しますとともに、後日改めて採水調査を行ったところでございます。

これら調査の結果につきましては、(2)のとおり、埋却地近くに少量の湧水がありまして、それが農業排水路に流れ込んでいるということがわかりました。この湧水を調べましたところ、においがあり、また、有機物に由来する炭素の値も高いことから、埋却地の影響を受けているものと考えられますが、周辺の井戸水には異常は確認されておられません。また、この農業排水路の水は農業用水としては利用されておられません。周辺の地区は、全戸に水道が布設されておりますが、念のため、保健所から井戸所有者の皆様には、井戸の水の利用につきまして注意の喚起を行ったところでございます。この湧水につきましては、今後は検査項目をふやし、1カ月に1回程度水質調査を行いながら状況の把握に努めていきたいと考えております。

なお、(3)の表のとおり、今回の案件以外で埋却地による影響と考えられる箇所は3カ所ございまして、それぞれ月1回程度継続して調査を行っておりますが、現時点におきましては、周辺地域への汚染の広がり確認されておられません。今後も引き続き、調査を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○田口委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はありませんか。

**○中野委員** その前に資料について聞きたいん

ですけど、前回見たここ4年間の計画で、公社の手持ち金が繰り出していってもうなくなって。あの表はこれには出ていますかね。そこ辺の表が見当たらんのだけど。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 資金残高の推移につきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。表の6、下のほうが実績ですけれども、一番下の行に年度末の資金残高ということで、過去の実績と今後の見込みを試算した結果を書いてございます。

○中野委員 私、研究会の資料をみんな目を通しました。これはすべて出してありますよね、実際の議事録みたいなもの。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 研究会ではこの試算の結果はお示ししております。

○中野委員 そのまま100%出した議事録ですねというのを確認しているわけです。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 そのとおりでございます。

○中野委員 その前に、議会が入ってどうのこうのという話で、議員の皆さんも、諮問機関なのか研究会なのか、自分たちの役割がどこまでか、提言だけして後は財政課と県が最終的には決める話だとか、いろんな議論がされているけど、この研究会の位置づけというのはどうなっているんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 研究会というのは、外部の委員の研究会のことでしょうか。それにつきましては、公社のあり方も含めた改革についての検討を部の私的諮問機関として外部委員に意見を求めるという意味で研究会を設置しております。

○中野委員 最終的には研究会と私的諮問機関という言い方は違うんです。私的諮問機関だったら、諮問した分に対して委員会から答申なり

結果が出る。そこ辺をはっきり聞きたい。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 さきの9月議会で、公社のあり方に関する意見取りまとめというものを御報告させていただきました。研究会では、公社の存廃に関するあり方については、この前の意見取りまとめという形で環境森林部のほうに御提言をいただいたということでございます。

○中野委員 私だけがみんな聞くわけにはいかんけど、委員の名前が消してありますけど、中身を読むと、外部委員と林務関係職員の意見で、名前は大体わかります。外部委員の人たちは、我々が言っているようなことをちゃんと言っていますよ。その後、皆さんの代表の委員が違う意見を言ってそれで終わっているという話です。今、もうちょっと県民が納得するような数字をオープンにすべきだとか出ていますよね、委員会だって。これから最終的な研究会をやっていくわけでしょう。ちゃんとオープンでできますよね。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 この研究会につきましては、この前も御説明したとおり、委員の御了解のもとに非公開で進めさせていただいたところですけども、今回、検討事項が変わっていきますので、研究会の委員の方々に改めて確認して公開・非公開は決定してまいりたいというふうに思っております。

○中野委員 これを読むと、外部委員の人たちは非公開にする理由は何もないと。ただ、多数決でしたら、県庁関連の委員の人が多ければ非公開になる。何で非公開にせんといかんかと。これはプライバシーの問題じゃないですよ、私に言わせると。公の場での議論としての意見だから、プライバシー、情報公開、開示とか、そっちのほうに触れるような話じゃないだろうと思

うけど、どうですか。

○福満みやぎきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 委員御指摘のとおり、プライバシーということではございません。ただ、議論する中で、土地所有者の財産にかかわることとか極めて経営的なこともある中で、どの委員がそういう発言をしているんだろうとか、そういうことを県民の方々が思ったときに混乱を生じさせるようなことが起こる可能性がある。活発な議論が阻害されるおそれがあるということも危惧して、最初は非公開にしたということでございます。

○中野委員 くどいようですが、私は、一般外部者の言っていることは何も問題ないと。逆に、県関係の委員の人たちが言うことが一般に出たら困る話だろうと思うんです。これは絶対公開をお願いします。

それと、あと、これはどうなんですかね、この中で、例えば1,000円単価が違ったら55億差が出ると書いてあった。中身がよくわからん。それから、今度の計画で4年間で200億ぶれておるわけですね。200億も予定が減った。これは7ページの数字のことですか。この中に書いてあったけど。

○福満みやぎきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 今御指摘のあったのは、前回のときに、1,000円立木単価が違えば55億円プラスマイナス変わっていくという試算をいろいろパターンをつくって出しております。1,000円で55億円ぐらいの差が出るのではないかということが19年度のときの数字になっております。それと、この4年間でマイナス200億のような試算になったのはということですが、これにつきましては、4ページ、5ページに書いてございます。まず、4ページの(3)でございますけれども、直接的には計画と実績の収支の対比を表4でお示ししており

ます。主伐売上収入が、11億4,000万ほど計画していたのが7億ぐらいに下がったということでございます。右の5ページの(4)に計画と実績の乖離の要因分析をしております。ここで見ていただきますと、約4億3,000万ほど計画より下回っているわけですがけれども、要因Ⅰとありますように、大きくは木材価格の低迷による影響があります。それが約3億円余。そして要因Ⅱとしましては、奥地化していることもありまして平均的な成長を下回っていたということで、収穫材積が計画どおり得られていないことで約3割収入が減ってきて、平成21年度が過去最低の木材価格であったんですけれども、その価格でもって、あるいは材積が実績として出ておりますので、その実績で推移するという前提で試算をしたところ、今のままでいきますとマイナスの大きな幅になるという試算が出ているということでございます。

○中野委員 この中にも4年前につくった計画が成り立たなくなったということ、木材価格の低迷だけを理由にすることは難しい。きちんと分析する必要があるとか、いろんなことが書いてある。それから、我々も言っているけど、長伐期にしたからといって単価が上がるということもかなり難しいんじゃないかと。私が心配するのは、清算方法がいろいろ書いてあるけれども、現状では残すのがいいということの結論だけど、この中で見た場合に、県営林化や公社存続よりも県の負担が大きいと、分収林契約したら県の負担が大きくなりますよと。それから、破産にしても県の財政負担が大きくなりますよと。みんなそういうふうに書いてある。じゃ、どこをもって県の財政負担が大きくなるか。これから50年たった場合に、今のこの試算でした場合の増加額と、今言ったように4年間で200億

ぶれたりする話が出てきたりすれば、どこまでをもって今の時点の県の負担が小さい・大きいを比較するか。私が言いたいのは、これから先の木材の需要というのは何にもここには触れていないでしょう。5年先、10年先は木材の値段が上がると言っている人がおるけど、そんな根拠は何にもない。確かに、破産にしても分収林契約にしても、県の最終的な出し前というのは、今の約340億の債務補償、これはいずれにしても県が補償せんとしようがない。これから5年先に行ったとして、県として、県の貸出金はどこまでを許容範囲とするか、そういうことを今後は議論していかないと、これはなし崩しになる。みんな3年先にはおらん。我々はまだ3年先はおる。これは後は県の責任だけど、実態は公社。

それから、今、原木を売った場合は今の相場では100億しかないという話。今、340億借金がある。それをみんな売ったりしても、極端な言い方をすると、240億は県が手出しせんといかんわけ。今後、県の貸付金はどこまでを許容範囲とするか、そういうことも含めて12月……。それとか、大分なんかも、今どんどん材木を切り出して流通させておると書いてある。

それと、もう一つこれに書いてある。今残っておるところは、出しの悪いところばかり残っているんじゃないかと書いてある。これを出すとすると、この会計とは別だけど、路網と書いてあった。林道のことかな。路網というのは林道でいいわけでしょう。林道をつくらんといかん。これは補助事業で幾らするかわからんけどそういう経費も入れて。それをつくって、80年いっぱい、15年に一回間伐する道路もつくらんといかん。

それともう一つ、ここでしっかり区別してほしいのは、間伐材を売った後に造林しています

ね。この経費が、造林公社の中にプラスになっている話かマイナスになっているかわからん。木を売って造林した人の分は自費で経費を見ているという話だった。

それともう一つ、木を切って売るか売らんかという分には、分収林の主がうんと言わんと木も売れんと書いてある。そこ辺はそうですか。

**○福満みやぎきの森林づくり推進室長** 分収林の処分につきましては、土地所有者の同意が必要になります。

**○中野委員** 余り金にならんときには孫の代まで置いていいわという人もおるだろうし、そういう契約を見直すということ。それから、今度の12月に持ってくる場合は、今から利息を交渉しますという過程じゃなくて、最終的に詰めた結果がこうなりますという数字を挙げてもらわんと判断のしようがない。それで、相手がうんと言わんと勝手に木を切ることはできん。これは大変ですよ。だから、我々としては、委員の人が言っていることに対してもうちよつと——委員の人も半煮えだと思っんです。言っていることに対して事務局の説明は入り込んでおらん。最終的にどうやってこのまま残しますよと決まったのかも。だから、私は、みんなそんなのをオープンにきなさいと。県の職員だってオープンにすれば無責任なことは言えんしね。ぜひそういうことで。まだ12月がありますから、きょうはそれだけ。

**○田口委員長** ほかにございますか。

暫時休憩します。

午前11時55分休憩

---

午後0時59分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。引き続き御質疑はございますか。

○坂口委員 環境管理課長、参考までになんですけど、先ほどの埋却地からの地下水等への影響ですね、あれだけの家畜を埋却したという前例がないからわからんでしょうけど、大体常識的には、この影響が出る期間というのは長く見てどれぐらいが想定できるんですか。石灰から家畜そのものからの影響というのは。

○橋本環境管理課長 今回の埋却につきましては、埋却の方法といたしまして、ブルーシートを敷いてその上に家畜を並べるというような方法で埋却されておりますので、死体の腐敗に要する期間は、通常の土にいきなり埋めるのに比べますとかなり長い時間かかってくるのではないかとというふうに考えております。ですから、今、坂口委員おっしゃいましたように、その前例がございませんので、私ども、どれぐらいの期間、果たしてこういった地下水に影響してくるかというのはわからないところなんですけど、その死体が腐敗し切ってしまう間は、かなりな確率で影響は出てくるのではないかと。一次的な影響ということでございます。二次的な影響といたしまして、今度は、死体の腐敗の過程で出てまいります硝酸性窒素とかそういったものの土壌の中の濃度が高くなってくる、そういった現象が次の段階としてあらわれてくるのではないかとというふうに考えておまして、それにつきましては、数年後とか10年後とかそういった形で出てくるのではないかとというような予測をしているところでございます。

○坂口委員 なかなか難しいと思うんですけども、これから学べることはことごとく学んで次に生かすということが必要かなと。特にこういった何年先に何が起こるかもわからないというような分野でですね。

その中で、当時から疑問に思ったのが、シー

トで遮蔽するというやり方とあれだけの石灰を使うということで、土壌菌による自然分解への影響と石灰がその後に与える影響。それから、口蹄疫のウイルスそのものの特性として60度の高温処理で死滅ということだったですね。そうなったときに、当然、腐敗していけば、家畜そのものでそれ以上の温度が確保できますよね、土の中に埋まっていれば。水でぬれるとかそういうこともあるかもわからんけれども。もう一つには、石灰を使っていなければ酸化していくから、かなり強酸、pH 3～4ぐらいの酸化になっていく。これでも口蹄疫ウイルスは数十秒間で完全死滅ですね。そんなのを検証したときに、こういった後の影響と、仮に地下水なんかで広く横に分布しだしたりしたときの事の重大さは、全然レベルとかスケールは違うけど、原発事故みたいなものですよ。どこにどう出てくるかわからない。対応のしようもない。自然に消えるのを待つしかない。そうなったとき、これから学ぶべきものは大きいと思うんです。これを自然に対症療法で届けがあったらということじゃなくて、何らかのここから学ぶべきを国と連携してやっていって、家伝法に係るマニュアルなりに今後組み入れていくことが必要じゃないかということがどうも気になるんですから、そこらは要望ということでお願いをしておきます。

○橋本環境管理課長 地下水等の調査につきましては、現在、280カ所程度、こういった井戸等を選びまして、3カ月に1回の水質調査を行っております。それをやりながらそのデータを分析していくことで、今、委員のおっしゃいました汚染の広がりというのは今後ある程度予測といたしまししょうか、ついてくるのではないかと考えております。また、これは農政水産部のほう

ですけれども、環境への影響につきましての委員会を立ち上げておりますので、今後、地下水ですとか、それから悪臭、そういった環境に関する問題が出てきた場合には、その委員会ですいろいろな対策等を考えていくことができるというふうに考えております。そちらの委員会のほうには国の委員さんなども呼べるような形になっているようでございますので、国の力もかりながら、また専門家の方々の知識などもいただきながら対策を考えていけるものというふうに考えております。

**○坂口委員** とにかくこれからあらゆる可能なことをことごとく学んでいけるようにして、何かを残せるように。あれだけの犠牲を出しましたから、これはお願いしておきます。

次に、公社に関してですけど、まず、分収林が県北に偏っているというか、県北が主ということは、分収育林事業を始めるときの林家なり森林所有者に対しての周知とか勧誘とか、そういったものはどういうことから始まっているんですか。県北に偏ったというのは。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 林業公社は昭和42年に設立したわけですがけれども、その過程で、昭和33年に分収林特別措置法が制定されて国が拡大造林を進めてまいったわけです。当初、宮崎の場合は、県行造林という形で県が主体となって拡大造林を進めてまいりました。そのときに、県の場合に、その当時は公庫の融資の対象になっていなかったということで、改めて拡大造林を融資で実行していく、外部資金と申しますか、そういったもので効率的にやっいていこうという動きが入ったときに、そこがネックになりまして、県行造林の限界があって、それで新たな組織をつくるべきという機運が高まったということが背景にあります。

そして、県北、県南という話なんですけれども、当時、30年代後半、御承知のとおり、県南は飼肥造林の地域、そして国有林が多いということもございまして、民有林が少なかった。そして、人工林率が、用材林率が50%になっていたということがあるようでございます。それと比較しまして、県北のほうは民有林が9割以上ということで、それに加えて薪炭林施業というのをやっいてまして、特に拡大造林を進める素地があったと。具体的に言いますと、人工林率が17%しかなかったということで、かなり拡大造林を推進する素地があったということで、県北のほうを主体に、今では12市町村ですけれども、それと県北の森林組合と一緒に県も出資して設立したという経緯があるようでございます。

**○坂口委員** 当時はそういう判断でよかったんだろうと思うんです。一つ言いたいのが、今、我々がやっているのは、財源的にどういう方法が今後が一番いいのと、有利なのという判断をやっいていますね。もう一つは、公費を支出していくわけですから、公平性というのが要ると思うんです。我々の感情的なものの中には、分収育林に乗った人たちは、まるっきり汗を流さずして配当がごぼんとこの時代入ってくるじゃないかということです。自分でまめに山に手入れをしている人は、結果的にそこに赤字を出しながら山の手入れをやっいていっているじゃないか。しかも汗まで流しているじゃないかという、その公平性がどうなのというのも、一つ我々の今やっている中にはじくじたるものがあるわけです。

そのときに、この地域だけを対象にやっいていった事業でほかに目をくれていなかったんだしたら、これは公平性を今後考慮していく必要があるんじゃないかと思うんです。分収林に乗っか

らなくて不利になる人たちですね。乗っかるチャンスが与えられなかったとすればですよ。そのところの判断が聞きたかったんですけど、乗っかろうとすれば全県対象で乗っかれたんですかね、これには。そういう情報の提供と門戸というのは開かれていたわけですかね、全県下の山主に対しては。12市町村と言われたから、それ以外は。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 現在が12市町村ということで、児湯地域は今のところ、西都、木城、西米良ということになるかと思えます。それと東西臼杵は全市町村ということで、県下全域でどうやって進めようかということで検討したという経緯は残っているようでございます。その中で、戦後の復興ということで木材生産を強化するというのが大前提にあって、効率的に拡大造林を推進するという面からいけば、ある程度やはりまとまった森林の確保が必要だったということで、総合的に検討されて、県北を中心とした拡大造林推進組織という設立に至ったというふうに考えております。

**○坂口委員** わかるんですよ、当時だったからそうだっただろうということで、でも、結果として、今になったら、乗っからなかった人たちの公平感が損なわれるじゃないかと。県費をどんどん出して行って、そこに汗一つ流さずに配当だけもらえるという人たちと、一生懸命山を手入れして行って、守って守って自己投資をして行って、そして、切ってみたら赤字だったという人との間にダブルトリプルの不公平があるじゃないかというのがちょっと納得できないなど。感情的にですよ、これは。当時どうだったのかな。いたし方なかったのかなど。門戸を広げていても、我々は我々でやったほうが材価は高いし、100%売った金は自分のものになるか

らという選択としてそうだったんだとしたら、そこは一切ここで考慮すべきじゃないけど、そうでなかったとしたら、今後のことを考慮すべきだという気がするものだから今聞いたんです。

今後のことなんですけど、公平にしようという言い方で、公社は続けていくけど、新たな投資というのは一切やりません。路網も引きません。売れるときに売りましょうというやり方ですね。というのが、そのほうが財政的に有利なのか。それとも、路網を引いたり、今後とも間伐をやったり下刈りをやったりして投資をしていく。投資をしていった結果、投資以上のものがリターンとしてあるのか。だから、不毛の投資なのか、果実が得られる投資なのかという判断がここに出てきていないですね。路網を引け、高く売れるよと。当たり前ですよ。高く売れるけど、1億投資したときに8,000万高く売れるようだったら、これは2,000万の赤字を今後ともつくれということになりますよね、この検討委員会の提言というのは。そこらの分析はどうされているんですか。新たな投資とリターン。材価の見通しというのは難しいことでしょうけど、今のこの前提の材価見通しの中で、どれぐらいの投資を今後新たににして、どれぐらいのリターン増があると分析されているのか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 12ページから13ページにかけまして、公社自身の経営努力ということで、7項目にわたって挙げて、利息の軽減も含めまして8つの大きな項目を改善として挙げようと。そして、少しでも県の負担を減らそうということで項目を検討しているところでございますが、その中で、今検討中ということで額がまだ出せていないところでございますけれども、坂口委員のおっしゃる分収林への新たな投資といったことについて考えます

と、基本的には、前段で申し上げましたように、宮崎の公社の分収林はほとんど伐採可能な林齢に達しているということで、他県と違いまして、今後、保育に余り投資は必要ではないということになります。すなわち利用間伐とか主伐、そういった収穫を伴う投資がほとんどになってまいります。ここに挙げております改善項目につきましては、金額の多寡はあるんですけども、県費をつぎ込んだ以上にバックがあるような形で改善をしていく項目として挙げさせていただいているところでございます。

中でも、カの分収交付金算定基礎の見直しでございまして、これは今の土地所有者に分収金を6・4で交付することになるわけですが、その交付金を算定するに当たって、公社の収益から費用を差し引いた残りを分収するという形をとっております。ここに書いている意味は、その必要経費として、今まで、主伐に係る収穫木の調査とか、直接的な経費だけを引いて残りを分収していたわけですが、それに加えて、入札とか契約の事務にも手は要っておりますので、そういった間接経費も差し引いて、分収契約者にある程度の負担をいただいた上で公社の増益につなげたいと、そういった取り組みも今検討させているところでございます。

**○坂口委員** 当初の契約事項では、これは全然相手の合意なしで可能なことなんですか。間接経費を経費としてというのは。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 分収交付金の算定に当たって、この経費をというのは定めてはいなくて、土地所有者との合議というか、そういった形のときにお示ししていると。それを合意した上で伐採手続に入るようでございますので、細かい規定までは、この経費がというような積算まではないというふう聞いて

おります。

**○坂口委員** そうなると、一つ指摘しておかないといかんと思うんです。これは今までにやってこなけりゃいけなかったことですよ、これだけ経営がきつくて。だから、これは大いに反省してもらわないといかんということ。それが可能なことなら。当然のことだった。そこらは公社の姿勢として厳しく反省していただいてやっていただくということ。

それと、12ページの分収割合の見直しですけど、これを条件とすることで带状複層林施業をやっていくということ。これをのんでくれればやりますよということになっていくわけなんですか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** この意味につきましては、イのほうに带状複層林施業の実施の内容が書いてございますけれども、伐採収入のほかに、この施業を導入することで補助金の収入もあるということで一定の収益増が見込めますので、その分について土地所有者の同意を得るとというのが前提ですけども、これについては、分収割合の見直しも検討することで挙げさせていただいておるところでございます。

**○坂口委員** これは、所有者が割合を見直すことに同意しますよと。当然売り上げがふえるんだから、それは同意しますよと同意が得られた土地だけを対象にこの事業を入れていくということになっていくわけですか。そうしたら、路網を整備したり、今後投資をしていってちょっとでも有利になるところは、分収割合を条件にすべきじゃないかという気がするんです。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** エの主伐時のコスト削減のための作業路開設ということで、委員の御指摘のあったような将来のバツ

クといえますか、収益がふえるような条件有利地をつくっていくということで、公社としての収益増につなげたいということでございます。ただ、作業路開設に当たっては、補助金を活用したいと思っておりますけれども、作業路を開設するとき、支障木とかあるいは間伐の費用で、それを売った経費で全部賄えればいいんですけども、場合によっては所有者の負担金も要る可能性はあるかなと思っております。その分については、所有者の同意を得ながら、将来への投資だということで御理解を賜りながら事業を導入するのかなというふうに思っております。

○坂口委員 考え方だと思うんですけど、公社が1円でも2円でも今後県費負担が楽になるとすれば、ちょっとでも有利なように条件整備していったら、最終的に取り分がふえるやり方で路網整備、作業道整備、これは通常なら考えるべきだと思うんです。でも、その分によって地主にも取り分がふえていくわけでしょう。当然高く売れるから。応分の負担をそこからいただきますよということと、このウとエの考え方は、ある意味では共通させるべきじゃないかと思うんです。たくさんあなたのところは入りますよ、大変な県費出動がこれまで来ているし、今後も予測できるんです。だから、分収割合を今の4を3.5ぐらいにしてくれないとか、見直してくれないかというその精神というのはウもエも同じだと思うんです。高く売れるんだからもうちょっと取り前を減らしてくれと。それでも現状維持よりもあなたはたくさんとれますよとなる。そういうものを持っていかないと、分収割合の見直しも今後取り組んでいくと言われたけど、何もなしで行ったって、きのう売った人は4割もらって、俺らが売るときは何で3

割なんだということになる。きのう売った人は4割だったですけど、あなたが売るときは、その4割の人の価格よりも1割、2割材木が高く売れるんですよというものを持っていかないと話にならないと思うんです。だから、検討委員会の考え方というのはあまりにも甘過ぎる。だから、名前を出せと言われるんじゃないかなという気がするんです。開示しろと。ちょっと絵にかいたもち過ぎると思うんです。整合性がない。公平性というのは絶対確保しなきゃだめなわけですよ。

これで山が高く売れますよと、ちょっとでも県も楽になりますよとなるんだしたら、この事業に乗っかっていない林家ですね、自分が土地所有しながら造林をやっているところ、ここらに対しても積極的にこういった事業を入れてやって、その材価も有利販売ができるように、手取りがちょっとでもふえるような通常の事業を同時に入れていかないと、これで県費を出すことを抑えようとか、県に入ることを少しでもふやそうというのは大いにいいことです。でも、いいことだったら、通常の地主さんにも同じことをやっていくということをやっけないと。

公社を存続させることで、今後の施業なんかも森林管理なんかも有利な制度を利用して安くできますということになると言うけど、それだって全県下対象にしてあげたらいいと思うんです。何も南那珂だけじゃなくて。だから、公平性という視点が全く欠けているような気がするんです。これに参加している人としていない人。自分の選択で、いや、私は結構ということでの参入だったら別として、今言われると、重点的に地域を決めてここからここはやろうということだったとなると、これを改革していく、改善し

ていくという事業と同時に、同じ事業を他の、このときに乗っかれなかった山主に対してもやれないのかというのをセットで考えないと、公費ですから、公平性を確保するというのが欠けていると思うんです。そこらもぜひ今後早急に検討していただいて、県民が納得できる形で。そうなったとき、初めて公益性だ何だということで納得しての税の投資につながるのかなという気がするものですから、これもお願いしておきます。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 先ほどの森林施業受託の件ですけれども、南那珂だけという御指摘があったんですけれども、14ページの附属資料ですけれども、お話にありましたように、高率の補助で自己負担が少ないということで、これは何も分収林の契約者に限りませんで、一般の所有者にも門戸を広げている施業受託であります。これは県内の各地域で14年度から実施して、758ヘクタールぐらい実績としては残しているということで、今からも一般所有者にも開かれる事業としては大いに活用できる事業かなと思っております。

それと、公社営林が比較的まとまっているということがございます。単純な平均は、1団地が8.5ヘクタールぐらいあると思っておりますけれども、11ページの①のウ、公社として存続の「また」以降になりますが、「公社営林を核とし、民有林を取り込んだ」、いわゆる私有林も取り込んで施業集約化。今、森林再生プランの関係で集約化の間伐でないと、森林経営計画もそうですけど、そういう事業の対象にならないということで、こういったことに公社が公社営林を活用することは可能かなというふうに思っているところでございます。

○坂口委員 僕の勘違いでした。12社員の自治

体だけ、社員になっている自治体にある山だけがこの施業対象かと思って。前の半分ですけど、勘違いしておりました。

いずれにせよ、県費をいかに抑えられるかという視点からいったら、やっぱり現行維持が一番ですね。いろんな法的手続を含めた金が要らないということで。財政的な面からいけば現行維持ということは、間違いなくこれを上回る方法というのは、材価が幾ら高くなろうと安くなろうと、これが財政的に有利ということは当然のことだと思っんです。さっきのようにこれに乗っかっていない人との公平性とか、そして今後こういう厳しい中で、地主さんにもっと有利な事業として結果的に取り分がふえるとなったら、ふえる分の一部だけは県に返してくれないかと。これだけ大変なんだという努力は、これはぜひお願いをしておきたいと思っんです。

問題は、さっき言われるように、これをだれがどうやってそういう努力をしていくかということで、みんなもう何年かするといなくなる、いなくなるの先送りで、絵にかいたもちにならないような担保がどうできるかというのが一つなんです。

それから、もう一つですけど、これは議会から求めているような選択肢を示せと言ったんですけれども、今言ったように、財政比較では現行が一番、余計な経費が今後加わらないという点で材価に関係なく有利ということでしょう。そこで、財源的なものを別個にして他の方法を選ぼうとしても、契約を変えていくわけですから、破綻させる以外は相続権者の同意が要ることになります。これは不可能なことなんです。不可能とっていいと思っんです。どれだけの相続権者が今生じているかわからん。これもできないから最初から公社ありきなんですよ。

幾ら議論していても行き着くところは公社存続ありきで、それ以外に方法は出てこないと思うんです。

そうなったときに、今、深刻に協議してきたお金の問題だけ、これは材価次第でどうなるかわかりませんというやつでしょう。将来の材価はだれにもわかりませんというやつでしょう。それでもだれかが判断して、私はこう思うと。将来見通しは、80年には幾らの赤字なんだ、黒字なんだと。何年後には幾らの赤字なんだ、黒字なんだということはやっぱり県民に説明すべきじゃないか。説明するために行政のだれがそういうことを責任持って説明するのかというところですよ。やっぱり知事なり部長なり何なりが責任持って、腹を据えて、このことは将来予測も含めて精度の高い、あらゆる情報を分析した結果として、我々はこう思うということをぴしっと説明すべきだと思うんです。幾らになったら幾ら赤字が出ます。幾らだったら幾ら赤字が出ます。もしこうなれば黒字になりますというのは、算数を知っている人ならだれでもできることで、行政の責任としてそこらは今後重く受けとめていただきたい。だれかが責任を持った説明というのが県民に対して必要じゃないかという気がするんです。

**○加藤環境森林部長** 今、坂口委員からいろいろいただきましたけれども、一つには、先ほど室長からも説明しましたように、今後の問題として、経費の算入の問題とか民有林も取り込んだ施業の集約化ということで、今、分収林契約している方としていない方のできるだけ差を縮めるというのは当然で、そのほかにもいろいろ制度的なもので工夫しながら、コスト削減あるいは民有林と契約者との間の平等性をできるだけ確保する。これは今後努力していきたいと

思っています。

それから、最終的にどういう経営状況になるかというのは、いろんな要素はありますけれども、最終的には材価に左右されるというのは間違いないことだと思います。じゃ、だれが責任を持つのかという話でございませぬけれども、公社であることは間違いないんですけれども、そこに深くかかわっております県としての責任、それから、これは県としての方針ですので、県として責任を持つわけですけれども、平成80年、今から50数年後の話をこうだと言い切っても、正直言って、それはむしろ無責任なことだろうと思います。それで、今回、県方針（案）として示したのは、一つには、いろいろメリット・デメリットある中で、公社として存続させるほうがいいだろうということで、いろんな改革案を検討することとしておりまして、その中身については次回に御説明させていただきます。

80年のことは見通せないということですが、なお書きで12ページの方針案に書いてありますとおり、これですと平成80年まで行くんだということではなくて、そう言えればいいんですけれども、そうは言い切れませんので、ここにありますように、木材価格の動向とか、制度も特交がいつまで続くかわからない話ですから、そういったものを的確に把握しながら常に点検していきたいと思っております。

そして、ここに29年度と書いてありますのは、今回3期経営計画の見直しをしますけれども、29年度が一つのめどですので、そこについては、また改めて方針の見直しなりを抜本的にしたいというふうに思っているところでございます。以上です。

**○坂口委員** ぜひよろしく願います。民間の感覚に立って、民間だったらこの金は出さな

いなとなったら、山は放り投げるべきだし、放り投げずに有利にしてあげようと思ったら、民間にもそれを助成してやらせるべきだし、とにかく公平性を確保してほしいということを重ねてお願いしておきます。以上です。

**○福田委員** 委員の個人説明やきょうの議会説明で、存続・廃止のメリット、デメリットを御説明賜りまして、この説明内容から、廃止という意見の方向は出ないと私は見ているんですが、そう考えざるを得ないと思うんですが、そこで、最終的には、それぞれ委員なりあるいは執行部のほうから御説明がありました。大まかに3つぐらいの問題をはっきり県執行部としてお示しいただき、議会も、それなら存続の方向でやむを得ないと容認できるようなしっかりした発言がほしいなということを、今聞いておりました。考えておりました。

まず第1に、分収割合の見直しについて、いろんな難しいことはわかっていますよね、みんな。しかし、それを本当に努力する。すぐ分収割合の見直しに取りかかると。そういう態度です。これに現実味がないことには理解が難しいなということを感じておりました。

それから、金利の問題、これは政策金融公庫と宮銀、2つを処理すればどうでもなる問題ですが、大きい問題ですから。政策金融公庫が繰り上げ償還をやることであればそれはそれでいいでしょう。できるのであれば。民間の金融機関については金利の減免・変更を実際皆さん方が実現すると。いつもこういう委員会等では言葉のやりとりに終始してしまっていて、現実には数字としてあらわれてくると、これが大事ではないかと考えております。

3番目に、今、坂口委員もお話になりましたが、県として、林業公社を存続するに当たって

の環境問題や県の財政問題の当面のことを考えたら、存続以外に方法はないということ、トップを含めてはっきり意思表示をして初めて議会も受けて立てるんじゃないかと考えております。環境や公益性、いろんな説明があります。

それともう一つ、先ほどから説明がありましたが、分収割合等の契約条項等も入っていると思いますが、契約書のひな形等についても、私はまだ見ていないんですが、見た方はいらっしゃるかもしれませんが、固有名詞が入っている必要はないんですから、ぜひ開示をいただきたい。どういう契約をしてきたのか。御説明だけではわかりませんから、その辺を見て初めてなるほど。これでは存続以外に仕方ないと納得ができるような項目をびしっと整理して、断定調で発言、説明をいただきたいと、このようにお願いをしたいんですが、今、説明を聞いていまして、部長にはそういう気持ちがありありと見えました。ぜひその辺をトップを含めてやってほしいと。場合によっては、シーガイアやスカイネットアジアのときのように、知事や副知事に来てもらってその辺を委員会でしっかり説明してもらおうか。そういうことも必要であろうと考えております。以上です。部長、いかがですか。

**○加藤環境森林部長** 今大きく3点、分収割合の見直し、金利の問題……。〔存続に当たっての県の強い意思〕と呼ぶ者あり）要するにこれが県の方針でございますので、まだ案の段階ですけれども、最終的には県の方針として出していきたいというふうに思っております。

**○福田委員** 変動要因は、これはだれしものが責任を持ってないんですよ、おっしゃるとおり。それを材料にしちゃいけないんですね。材価なんていうのは見通し立たないです、相場ですから。為替相場だって株式市況だってそうでしょう。

変動要因にしがみついているいろいろ説明は、私はここでは無理だと思うんです。やっぱり県当局として、林業公社として取り組める項目を中心に改革を示していくと。存続の強い決意を示すと。それが大事ではなかろうかと考えております。いかがでしょうかね。変動要因はだれでも難しいですよ。

**○加藤環境森林部長** おっしゃるとおり、県としての強い意思表示ということもございますけれども、ただ、いろいろ経営を見直していく段階においては、その時々々の制度や変動要因も考慮しながら、どういう改善策があるか、どの程度の改善ができるかということは常に検証していく問題であろうというふうに私は思います。

**○福田委員** 材価が予定した価格よりもアップすればいいですよ。変動要因としてプラス要因ですね。マイナスの場合はさらに悪くなるわけですから、その辺も全部織り込んで県として存続の意思を固めたのであれば、私はそういう決意を示さざるを得ないなと考えております。もういいです。

**○押川委員** 既にいろんな御意見が出ておるところでありますけれども、42年にこの事業が始まって、今日、330億からの長期借入れという状況になって、ここに至るまでに何度か先輩の皆さん方の見直しという時期は必ずあったはずなんです。ここまで持ってきたというのは、今出ていますとおり、県の皆さん方の責任というものはあるというふうに我々も思います。そういう中で、29年度までのということですから今またこの問題について見直しをされようとしておるわけではありますが、数字においては説明がありましたから、私たちとしてはどうのこうのというのはありませんけれども、数字というものはその状況に応じて幾らでも、存続あるいは廃止に

よって変わるというものも十分理解しておりますから、そのことについては私は割愛したいと思います。

17ページに、林業公社のあり方に関する意見のまとめということで、今までに廃止した神奈川県、大分県の状況等も書いてあるんですが、やめられた後のその県の状況というものがわかれば、お聞きをしておきたいと思います。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 17ページには、さきの研究会の意見取りまとめが掲示してあります。めくっていただきまして18ページをごらんいただきたいと思います。下のほうに7番ということで、他県林業公社との比較（平成23年6月調査）ということで、我々が調査した結果の主なデータを比較しております。

管理面積等はいろいろとありますけれども、群馬県が民事再生手続中、神奈川県が既に県営林に継続しております。県行造林ですね。そして、大分も同じく県行造林として県営林化をやっていっているということもございます。その下半分のほうに森林資源の状況というのがございます。杉の8齢級以上をごらんいただきますと、宮崎の場合が突出して67%ということで、8齢級というのは36年生以上になるんですけれども、いわゆる伐採可能な年齢に達しているということがあります。他県については、廃止したところは若齢林も多くて、今からもまだ投資する必要があるという状況で、ここは大きく宮崎とは違うところがございます。蓄積につきましても、宮崎は面積も多いんですけれども、400万立方を超えているという蓄積を有しております。主伐の状況を見ますと、宮崎だけが主伐に入っていると。他県はまだ主伐はないということで、条件の違いというのはかなりあったかと思えます。

他県については、その後、県に帰属して県行

造林という形で維持をしていくことで聞いております。神奈川とかは特殊なんですけれども、ここは林業生産ということから既に目的を変えておりました、環境林という形で県営林化したという経緯で、特に神奈川の場合が突出して環境的な保全を図っていくということであるようでございます。大分については、今からの伐採に備えるということで県行造林としての管理を継続しているということでございます。群馬県については民事再生の途中でということで、多くはまだ決まっていないところもあるんですけども、解散後の形態は、基本的には契約解除を目指しているということで、分収林は継続しないという方向で6月の調査時点ではお伺いしております。以上です。

**○押川委員** 説明するときこういう内容を説明されたほうが、今言うように県営林へあるいは廃止にということになれば、この後の問題の中で、宮崎県との比較を我々も聞く中で、今後、存続なのか廃止なのか、県営林にするのかという判断材料として、見直しをされたところの現状、実情あたりもう少し強く言っていかないと、幾らここらあたりは改善しますとかいろいろしますといっても、なかなか見えない部分というのはあるわけです。おっしゃられたとおり、宮崎を見てみると、蓄積から何からいっても、確かに今、伐期も60数%ということで、分収の山もそういう時期に来ておるわけですから、そういったものを説明していきながら、この5年間のシミュレーションはきっちりみんなが納得するような形の中で説明していかないと、幾ら文言を並べてもなかなか解決していかないとこのふうには私は考えておりました。

それから、中野委員のほうからも出ましたけれども、分収林でありますから、山主との契約

の中で、山主が売らないといったら売れないわけでしょう。こういった問題も発生するわけですから、そういったものも一つ一つ解決をする中で、林業県・宮崎、70数%が森林で覆われている本県でありますから、これがいいのか悪いのかというのは、皆さん方もなかなか判断つかない、我々も判断つかないのは事実でありますけれども、ここで見直したほうがいいのか、存続がいいのかということに対して、我々が判断できる材料、そして今、福田委員からもありましたけれども、強く訴えるものがないと、数字だけあるいは文言だけでは今までの繰り返して終わってしまうのではないかという感じがしているんです。だから、もう少し強く訴える部分あるいは強く主張する部分、他県との比較の中で存続が妥当であれば、それなりのものをはっきり言っていただくという形にしていけないと、この問題は皆さん方と我々の議論だけになって、今言われたように、最終的にはトップがどうなのかということまでいかないと難しい問題もあるのかなという気がするんです。だから、そういう材料になるものをはっきり我々に訴えてほしいなというふうに私は思いました。今までの見直しをされる場所あるいは廃止したところ、そういうものをもう少し広く県民にもわかるような形で報告とか公表は必要になってくるのではないかとこのふうには思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

**○田口委員長** ほかにございませんか。

**○中野委員** 私は、存続したほうが出し前が一番少ないという言い方、これはどこの時点までを言っているかわからん。10年存続した場合とか、今整理した場合とか。例えば今ここで民事とか破産した場合、県としては340億借金を払えばいいわけ。実態は、今の分収林はそのまま放

棄して、後それをどうするかというのは、地主さんと話し合っただけで、一番出費が少ないというのは私はそういうやり方もあると思っている。何も今の材木を売って分けんで、放棄したりとかまだいろんな方法がある。だから、整理せいかかそういうことじゃない。今後、くどいようだけど、どこまで県の貸付金が上乗せできるか。みんな一生懸命今からやります、やりますと。だって、この4年間で200億下振れした。何でそのときにすることをせんかったのか。今になってまたいろんなことをやります、ありますと言っている。伐採方法も何とか方法というのを。これは何で今までできんかったんですか。これで見ると斜めに伐採していく方法と。そんな方法があれば何で4年前にできんかったのか。そんな方法をすればまだよくなりますという言い方だけど。带状何とかと書いてあったが、これでやっていくと効率がよくなるとか何とか書いてある。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 12ページの①のイの带状複層林施業のことかと思えますけれども、これにつきましては、ここに書いてありますように、46年生以上の人工林を対象ということで、今までそこまで対象林がなかったということで、今はそういう山が公社もふえてきておりますので、今からこういう有利な带状複層林施業を導入していきたいということでございます。

○中野委員 36年ではそれはだめなわけですか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 林野庁の森林整備事業を活用することにしておるんですけれども、この補助要件に46年生以上の人工林とうたってあります。

○中野委員 それともう一つ。今回、最終的には3月の議会で来年の予算を決めるわけですね。

これは来年度の予算のことを言っているわけですよ、違うんですか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 今般、林業公社のあり方に関する県の方針案を御説明させていただいたわけですが、これについては議会の議決事項とかそういうことではないわけですが、公社の経営改善を今からやっていきますけれども、それでも不足する場合は県の何らかの支援ということも考えられます。そういったものが予算のほうには反映されるというふうに考えますので、2月当初予算の議会では御審議いただくことになろうかと思っております。

○中野委員 それを前提で、例えば私がよくわからんのは、今から皆さんのほうで、伐期をどれぐらいしますとか計画を立てるじゃないですか。さっき私も初めて知ったけど、くどいようだけど、地主の了解がないと切れんという話で、そういうのが出てくると、今の計画で果たして5年先までうまくいくかという懸念もあるわけです。だから、2月議会までに、そこ辺まで含めてしっかりした、予定じゃなくて、ある程度5年ぐらいだったら見込み、確定したような契約、そういう見直しを持ってこない限りは、不確定要素ばかりを含んだ予定というのは、私は予定じゃないと思う。

○加藤環境森林部長 今の御意見ですが、12～13ページでお示ししております、公社として存続させることが適当かということで県方針案を立てていますが、その方針案のもとに今後経営改善の取り組みをするということで、①のアからキ、それから②というものをこれから作業して、とりあえず24年から29年、第3期経営計画でどれほど見込めるかというものをこれから計算していきたいと思っています。もちろん金融機関

との交渉等を含めて。その上で、先ほどの予算の話ですけれども、最終的に県の支援として必要なものがある場合には、次回委員会でお示した上で2月の予算のほうでお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○中野委員 委員会の資料の中で、「長期収支について前回存続を決定したときは1億3,000万円のプラス、それが今回5年もたたないうちに200億円を超える赤字」となっているわけです。これはどの表を見ればそれが出てくるんですか。委員会検討資料の第1回目の4ページ、上から3行目、委員はだれかわからんけど、今言ったように、5年たたずに1億3,000万円のプラスが200億を超える赤字という言い方を委員がしているわけです。どこにこの数字が出てくるのかなと思って。これが事実だったら、そういう資料を隠しているのかなと思って。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 研究会の議論をしていただく上で、前回の16年度から19年度にかけての改革、そして19年度に公社存続を決定したときのその経緯、そういったものの資料と一緒に御提示しながら御検討いただいた経緯はございます。

○中野委員 こっちにもそういう資料を出してよ。出ているのかな。それがわからない、どこに出ているか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 今回のマイナス205億という数字については、19~20ページの横長の表がございます。先ほど説明の中で、右から5列目が累積収支でございましてということだけ申し上げたんですけれども、これの一番下の行になります平成80年、ここで累積収支がマイナス205という試算が出ておるということでございます。

○中野委員 その前の1億3,000万の利益という

のは。前回決定したときの1億3,000万円のプラスというのはどこに出てくるんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 前回の1億3,200万というプラスの数字でございましてけれども、前回の9月の常任委員会では、研究会の意見取りまとめを御報告させていただいたんですけれども、その4ページの下段、(4)長期収支の見通しということで、19年度に存続を決定したときの長期収支の試算の結果を書いております。最終収支は101億3,200万の黒字と。前回の9月の常任委員会の際に御提示した研究会からの意見取りまとめの中にはそういう記述がございます。

○中野委員 いろいろ資料づくりもありますけど、そっちベースじゃなくて我々素人にわかるような。それから、もう一つ、さっきも言ったように1,000円ぶれると55億の何とかと書いてあった。そういうのを含めて、林業公社の貸借対照表、損益計算書を次の委員会のときは出してください。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 林業公社の決算書類でございましょうか。先般の9月議会にも、県の出資団体の決算状況ということで前回御報告はさせていただいているところでございますけれども、その資料ということになりますでしょうか。

○中野委員 前年度。委員会の資料も一回一回違うから、前の資料をこっちに持ってこないわけですよ。だから、その都度ある程度用意してもらわんとわからん。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 確認でございましてけれども、次回の11月議会の際に、公社の決算、損益計算書、貸借対照表もあわせて参考資料で提出するというところでございましょうか。

○中野委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、ないようでございますので、以上をもって終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 分休憩

---

午後 2 時 4 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 分休憩

---

午後 2 時 12 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

今お話がありましたように、次の委員会には分収林に関する契約書を提示していただきまして説明を求めるといたしますが、よろしいでしょうか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時 12 分閉会